

## 大黒屋幸大夫

### 史料A 漂流 上覧の次第

① 寛政五年癸丑九月十八日、吹上の御物見において、去る天明二年壬寅十二月十三日、勢州白子を出船し、其夜、駿州の沖にて俄に大風に吹放され、同三年七月廿日、魯西亞の属島アシツカといふ地へ漂着し、それよりカムサツカ・オツカウツカなどといふ地を経歴し、欧羅巴の洲なる魯西亞国の都へ出て、ネモロといふ地まで彼国の船にておくりかへされたる神昌丸の船頭・大黒屋幸大夫、同水主磯吉といへるものを 上覧あり、御物見の正面に御簾を掛け、御透見ある様に御座を設け、右の方の御人側には松平越中守・加納遠江守・平岡美濃守・高井主膳正列座、其前に張出しをかまへ、御小納戸頭取亀井駿河守・小野河内守・多紀永寿院・桂川甫周列座、是らは事のよしを尋談すべきを大命せらる。次に御目付中川勘三郎・矢部彦五郎、此兩人は今日の執事也。御座の御うしろは、御小性、御左りは御小納戸群居、次御白洲に床机二脚を居、これは式人のものゝために為に設けたるなり。扱、事のはじめに幸大夫・磯吉を召し出さる。幸大夫齡四十二、髻をば三つに組みてうしろに垂れ、黒き緒にて巻き、黒き氈笠をわきはさみ、襟には黄金にて作りたる小き鏡のごときものを掛け、桃色の銀莫臥兒にて製したる筒袖の外套に、赤き玉の衣紐を施し、同じ織もの袴を着、紺地の錦の緊身を着、是は莫大小の上に、黒き百泰西亞革の深沓を履き、魁藤の杖をつきたり、磯吉齡二十八、同様にもとどりを組み、幸大夫が掛たるごとき物を銀にてつくりたるを懸け、笠を取て脇ばさみ、紺哆囉呢の外套に銀の衣紐をつけ、緊身は天鷲織の袴を着、白メリヤスやその上に深沓をさす、是は幸大夫が沓とは少しく違ひて、半ばよりうへは柿色の革にて継たれど、製作は同様なり、諸ともに笠を地におき、拝をなして、床机に座したる躰、さらに日本の人とは見らず、紅毛人の髭鬚たり、夫よりの式人に問をくだすに、答ふる所、的実にして、いささかも虚誕なし、誠に千古の一大奇事なり

## 問

其方ども、最初着船したる所は何と申す地に候哉

## 答

アシツカと申嶋へ漂着仕候、此所に四年罷在候内、食事は魚の潮蒸、黒百合の根を水にて煮碎き、白酒のごとくに致候ものを給をり申候、女は腮に忒本、鼻に二本角是有り、面体並に手の甲に青き筋を入墨に仕候、其角は自然に生しものにてはこれなく、鯨の牙にて筆の軸の大きに削り、長さ二三寸、掛はづし相なり候様にこしらへ候ものに御座候、常にははづし居り申候、男子は被髪かむろにて、男女共鳥の毛を着し、穴居に御座候、それよりカムサツカと申地へ罷越候、在留中、乗組の内六人死亡仕候、其病躰、日本にては見および不申候チンカと申病に御座候、和蘭にてシケウルホヤ 此地にてクといふ即青腿牙なり。 此地にて魯西垂の加比丹官名なり、是は紅毛にもありチモヘナンホイチと申すものに逢ひ、オホツカと申す地へ連わたられ、それよりイルカウツカと申地に四年滞留仕候、此処は寒気殊にはなはだしく冬のうちは外出仕候にはかわしも 裘を着し、狐皮にて面をつゝみ、目ばかり出し候て歩行仕候、もしや引合の透間より耳鼻などをあらはし候へば、こたえ 沍候て右のごとく相成、家に入、暖氣を候得ば、たちまち解おち申候、頬先などは多ぐりたる如くに抜落申候、右の節は乳酪ボウトルに丁字・肉柱の末を加へ候をぬり候へば療申候、きびしき寒氣を受候得ば、手足も脱落ねげ申候、既に同船の庄蔵と申すもの、右の沍にて相なやみ候処、彼国の医師、大なる鉤を鋸にて足を挽切り、焼酒に浸し候木綿にて切口をつつみ療治仕候、煎薬は硝子てもとに入あたへ申候、勿論療治前にも飲せ申候、食物の手てもと尤は、一日に銅錢十文つゝ、一日の雜費十分に御座候、去ながら右の錢の後ちくくは態と不自由に候はゞ、借候上地、御年貢等も申まじく候間、商人に相成候とも、追々取たて可申候まゝ奉公仕候ともいたし、彼地の人にまかり成候様、ひたすら相すすめ候へども、何分日本へ帰国仕度願に御座候故、一向承引

③

不仕、とかく仕り露命をつなぎ、彼是へ帰国の事相願候へとも一向将明不申候は、中にてささへ、女帝の御聞に達し不申候故のよし承り出し候に付、私吉人都へのぼり、帝へ直訴仕候、右の旅中、キリコと申所に御座被成候、私儀、早速めし出され候処、ベチコルボルと申所に御座被成候、私儀、早速めし出され候処、宮中にはあまたの官人、嚴重に相つめ、玉座の左右には官女雲のごとく圍繞仕候ゆへ、心はづかしき様にて、猶予仕候へば、御老中とも可申官人、手を取候て女帝の御前へともなひ、両手をかさね出候様おしへられ候故、右の如く仕候へば、女帝、御手をさしのべ、指先を私掌の上へそへて御のせ被成候を、三度いたゞきて掌(嘗)候様に可仕とおしへられ候間、右のごとく仕候、是ははじめて帝へ見へ候時の礼義のよしに御座候、帰国願も早速相済申候、扱王城の構へは、一向城とは相見へ不申、■(煉)土にて土蔵作りに仕、或は石にて畳み候つへ、五重六重に仕候家の二重目、三重目に築山、泉水などを拵へ、花畑などを作り申候、下地を銅にて張り、其上へ土を入れ候ものゝよしに御座候、家作りの儀は王城も平人の住居も左までの違ひは御座なく候。

問

火災の儀は如何候哉

答

右申上候通、家居おほかたねり土、石等にて御座候間、火災ははなはだまれに御座候、かの地に罷在候内、火事両度御座候、二階の火事を三階にては存じ不申、尤隣家等にては、猶さら存じ不申様に御座候、畢竟立家焼失仕候儀は御座なく候、家内に御座候道具、或は内造作等焼失仕候迄にて御座候、さりながら木にて家作仕候所は火事も御座候様承り申候

問

城楼の上に大なる自鳴鐘は

答

④ 殊外大造なるものにて御座候、車の大き、此邦にて仕候  
水車の輪ほどに相見へ申候

問

城門の上に魯西亜中興の帝・伯多録ビョートルの像これあるよし  
見および候哉

答

伯多録の像は、靈屋に安置仕候、御宝庫に大なる磁石  
これあり候、大き三尺斗りにて、四角に仕り、筋金をいれ候て  
つりさげ御座候、其四隅に百貫目つゝの碇一挺吸付おり申候  
磁石の仕かけは螺旋ねじりを扱候へば、吸所喰違候故にや、四方の  
碇、地に落申候、又々螺旋を戻し候へば、件の碇あがり、もとの如く  
すひ付申候

問

ムスツに大石火矢これあるよし、見および候哉

答

銃口へ仰向けに臥し候て、手を延候に、指先すこしつかへ申候、  
長さは三間ばかりに相見へ申候、同所に大鐘御座候、焼落  
候由にて、鐘は土地に喰入居申候、囲りを掘、石垣を致し、  
其内へ下り見申候様に致し御座候、其大なる事、言語に絶し候  
事に御座候、おもさ日本の四貫五百目を一貫目に仕り、  
二千五百貫目是あえうよし、小山のごとくに相見へ申候

問

駝は見および候哉

答

ヤコウツカよりイルコウツカへ参り候道にて見申候、一躰  
鼠色にて、殊の外大きく、背に瘤これあり候、頭はことの外  
細ながく小さきものに御座候、ヘルウタと申候

問

たばこは此方同様に候哉、きせるはやきものにて候哉、かねにて  
候哉

答

⑤ 此方のよりは下品に御座候、やはりたばこと申候、きせるは  
やきものもこれあり、かねも石も御座候、水晶にて天火を  
とり、夫にて給申候、私どもはもったいなく候故、天火にては  
たべ不申候、何ゆへと尋候故、もったいなき段申候得ば、わらい申候

問

武芸を稽古いたし候哉

答

右の躰、一向見及び不申候、足軽躰、山人の鉄砲稽古仕候を  
見物仕候、もっぱら足の踏やうを習ひ申候、弓は侍の持候  
躰に見および申候、獵師のもち候を見掛申候、至つて麓末  
なるものにて、矢張蝦夷人の弓同やうに御座候、刃ものはなだ  
鈍く一向切不申候、金色は荒砥にて白研に仕候ごとくに御座候

問

老中とも相見へ候人、往來の躰はいかがに候哉

答

是は至て手軽なる事に御座候、輿ははなはだ高く立派  
に作り、車の輪四つに仕、馬六疋に牽せ申候、輿の内には  
四人ほどつゝ乗申候、私儀、おりく御老中と同車にて、  
野あそびに出候事御座候、女帝の行幸とても、手軽にて  
手おもき儀は御座なく候、しかしながら諸備は余ほど  
相見へ申候、尤人留等の儀これなく候

問

首にかけ候は何にて候哉、腰にさげ候は何にて候哉

答

こしに提候は、女帝よりたまわり候時計にて御座候、襟にかけ候  
は、メンダアリと申ものに御座候、片面は開祖伯多帝  
乗馬の像に御座候、これも女帝より給候、此メンダアリを  
懸候者は魯西亜國中、何方へ参り候候ても、麓略の取扱ひ  
仕らず候、惣じてわたくし共儀は制外に仕り御座候へば、何方へ  
参候ても咎め候人もこれなく、食事の節など、老中の  
宅へまいり、一所に給候事など御座候

⑥

此問答おはりて、上にも入御、漂民も食事をたまはり  
けり

扱支度相済て、御白洲へ被召出、今度は外套を換へ、  
幸太夫は絨緑色の多囉呢、磯吉は老虎色の多囉呢

問

其方共事、魯西亞にて救命の恩、其外の厚情仇には  
存ずまじき事にこれあり候、いかが存じまかりあり候哉、  
大切に存じ居り可申事にて候

答

恩儀においては、聊かも仇には存じ不申候、去ながら大切  
に存じ候と申ほどの儀は御座なく候

問

左ほど恩儀これあり候所、何ゆへ強て願をたて、日本へ相戻り候哉

答

恐れながら、本国に老母・妻子・兄弟共も御座候へば、恩愛の  
情相わすれがたく、其上、食物等も不自由にて難義仕候のみ  
ならず、第一言語明白に相通じ兼、朝夕心に任せざる  
事がちに御座候、身命を擲ち、ひたすら帰国仕度段、  
相願ひ候事に御座候

問

言葉は覚へ候にては無之候哉

答

これとても、聞とりに御座候へば、誠に以て万分の一にて、まさか  
の所に至り候ては、一向通弁仕候事相成かね、何角に付不便利  
なることのみは御座候、唯ここへ不申候ほどの用をば相弁じ候  
ことに御座候

問

帰国の儀申わたし候節、何ぞ申付られ候事は無之哉

答

老中と可申役人、帰国のみぎり申され候は、世界の国々大抵  
我国と交易通商せざるは無之候、日本のみ通信無之候、

⑦ 此度、汝らを送りかへし候、これによって交易の儀を取結び度事に有之候、去ながら強くと申すじにてはこれなき旨、申含められ候、此儀、帝より仰出され候事にては御座なく全く右の役人の存じ寄にて申聞られ候事と推察仕候

問

かの国にて、耶穌宗門に入り改宗いたし候ものは、四十二日水を浴び、うしろを向ひて唾吐して、其上にて名を改め候由、勿論、名をあらため候折も水を浴せしよし、見および候事これあり哉

答

御尋のごとくに御座候、名を付け候時は、いづれ水を浴せ候事と相見へ、七夜に小児の名を付候節も、大鉢に水をたたへ小児を水中へ三度ひたし候上にて名をつけ候、小児殊の外啼申候

問

宗門に入り不申候はば左様の義、見および申まじき事に有之候

答

前にも申上候通り、私どもは制外ゆへ、何方へ参り、如何様の儀を見候ても、左まで咎め候ものも御座なく候ゆへ  
右躰の儀とも心まゝに見物仕候儀に御座候

問

十文字にいたし候ものを貴み候義見および候や是は切支丹の法器也

答

是は家々の入口に掛け、人々首にも懸け申候、名をばキリストと申候、ただし十文字にてはこれなく、末ひろがりに横木を三本入候ものに御座候、すべて人の宅へ参候節は、まいる掛りに先仏壇を拝し、其上にて主人へ挨拶仕候事に御座候、罷歸り候節も、主人へは暇乞不仕候ても、仏壇へさへ拝仕候へば、宜き事に御座候よし、仏の事をホーフと申候、ホーフとは上と申事にて、則、天の事を申候やうに承りおよび申候

問

ヒヤトロ  
硝子を吹を見候哉

答

私、ベチユルポルへ出候節、旅中万端世話に仕り呉候キリコと申候ものは、硝子師にて御座候間、かの宅に罷在候内、見物仕り候、石を粉に仕り、山塩と小麦のホクミン小の粉のごときもの、其外に二品ほどまじり交もの仕候、是は承り候へども、おしへ不申候、板硝子を吹候には、まづ徳利のごときものに吹、筒に吹立、山塩にて豎に筋を引、窯に入候へば、右の筋より二つに破れ、竹をわり候様になり申候、右を三方土にて塗りふさぎ候籠の内へならべ候て焼候へば、両方へのびて平らかに相成申候

問

□(サンズイに諸ニチャン)の製法、見および候哉

答

随分見物仕候、地を掘りて、かはら甕をいけ、厚板にて蓋を仕り、多く穴をあけ、其上へ土をかけ、松杉の類、惣じて脂多き木を積候て、火を掛け申候、火廻り候時分、上よりの生草を覆ひ、蒸焼に仕候へば、下の甕へ自然に溜り申候、□一斗出候へば、上に水二升ほど湛へ候ものにて御座候

問

トロメン哆囉呢の織方を見申候哉

答

これ又見物仕り候、綿羊の毛を紡ぎ候て、つむぎ突杼にて織申候、織上候節は、水を噴き、毛の硬き刷毛にてこすり、畳みつけ申候

問

魯西亜は冬至の頃は、この外日短にこれあるべく候、いかが覚候哉

答

さのみ短きやうにも覚不申候、只五月より八、九月頃までは夜中もことの外あかるく、曇り候風よりもはぎと仕り候やうにて、細かに認めものなど、燈なしに読申候程に御座候

問

何ぞ格別に恐ろしきと存じ候事に逢候儀は無之候哉



答

左まで恐ろしき義にも逢不申候、只おそるべきは、彼地方の寒氣にて御座候、最初にも申上奉り候ごとく、耳鼻も解

落、手足も切れ落候時宜に御座候へば、是程恐ろ敷儀は無御座候。

問

雁は年中おり候哉

答

大抵年中居申候、其内、春の中頃より秋の初めまで、別して

夥しく卵をもうみ、かへし申候、家々にも庭鳥、鷺あひるの如くに

養ひ置、卵を取、食料に仕候、雄四五羽に、雌三四つづつけ置

申候、卵の味ひははなはだよきものに御座候。

問

ムスクワに大なる石橋これあり候よし、見物仕候哉

答

其橋は損じて、当時は板にて仮り橋をかけ往来仕候

問

彼方にて日本の事を存居候哉

答

何事によらず、能ぞんじ罷在候、日本の事実をつまびらかに

記し候書物に、日本図などを見および申候、日本人にては、

桂川甫周様、中川淳庵様と申御方の御名をば、何れも存じ

居申候、日本の事を書候書物の中にも書載せ有之様に

承りおよび申候

中川淳庵は若州の侍医なり、往年病死す、かの地にては官医のやうに心得居る趣なり

問

水車、風車は見及び候哉

答

水車は所々に有之候、鍛冶屋、銭屋等、みな水車相用ひ申候、

風車は羽根四枚にて、ことの外大造なるものに御座候、是は

流れ川無之所にて相用ひ申候、尤風無之節は相廻り不申候

## 問

都の入り口に、彼国の掟、石にほり付有之由、見および候哉

## 答

一見仕候得共、文牒相分り不申候故、いかなる儀とも弁利仕りかね候  
 わたくし共、帰国願、度々差出候得共、兎角遅滞仕候ゆへ、日本  
 へ通路仕候段、かねて承りおよび候故、紅毛人にたより日本へ  
 おくりかへし呉候様相頼み候処、魯西亜の帝へさし出し候  
 帰国願ひ、ねがひ下げに仕り、魯西亜の手をはなれ候はゞ、おくり  
 届け可申と申候間、海上何ほどかかり可申と相尋候得ば、三年  
 かかり候よし、答へ申候、魯西亜よりは左ほど年月はかゝり不申  
 候やうに承り候へとも、万一願ひ引しろひ申候はゞ、紅毛人に  
 おたのみ可申と存じおり候内、帰国の儀申わたされ候事に御座候、  
 イルコウツキにて朝鮮人を見申候、唐人をも見申候、北京の  
 人のよしに御座候、冬中は橇に乗り、氷の上を犬に牽せ申候、  
 一人に犬四足つゝかゝり申候、殊の外早きものにて御座候  
 ベチアルホルに鼠ほどの野猪・兎、雀程の矮鶏御座候、野猪・兎  
 は帰国の節、もち帰り可申と存じ、三足まで飼置候処、彼国の  
 もの共、所詮たもち申まじく候段申聞候へとも、もしやと存じ、  
 飼置候処、のこらず落申候、  
 当今は女帝にて、御名はエカテリナ・アレキセウナと申、御年は  
 六十四、太子の御名はパウル・トロイチと申候、御年三十九、皇孫は  
 飼置候処、のこらず落申候、はウロイチと申、御年十六、一人  
 をコンスタンチン・はウロイチと申し、御年十四に御なりなされ候

右件の問答おはりて後、二人の漂民は御暇給り、雉子橋の  
 外なる御廐のやどりに帰りぬ、口まはしてに昌平大和の御代に生れ出、  
 御身近く仕らまつるゆへに、かかるとも見聞すれ、去にても、  
 たゞに聞ずてがたき事なればとて、柄短き筆をとりて、  
 ひそかに記しおはるのみ。

侍医法眼

桂川甫周うすしゅう瑞誌

井弘光 写

⑪上 史料B 大黒屋幸太夫他の処遇

一 寛政六寅六月十二日、御用番戸田采女正殿より御勘定奉行へ御渡しに相成候御書付

幸大夫

磯吉

右の者共、外国へ漂流致候處、年月の程難儀を請、無恙帰国仕事、奇特成志に付、金三拾両宛被下置候

一 此度は以別儀在所へは不相返、当地に差置候、住所の儀は、番町明地薬草植場の内に住居為仕居致、月々為御手当、幸大夫へ金三両、磯吉へ金貳両被下、両人共勝手次第、妻をも呼、安堵仕らせ、無役にて差置、御勘定奉行支配いたし候趣可申候、右は戸田采女正殿被仰渡候、此段申達候

寅六月

一 同年八月五日、御勘定奉行久世丹後守殿留守居御呼出、去る寛政五丑年、フロシイヤ国より帰国いたし候節、旅中にて病死致候勢州龜山領の内、南若松村水主小市妻、十三ヶ年以前、後家を立、四石余の田地を持、農業致罷在候段、

⑪下

御聴達、誠に奇特成志に付、此度、銀拾枚被下置、并小市、彼国にて着用致候衣類、諸道具等被下置旨、左の通被仰渡候事

石川日向守領分勢州河曲郡南若松村 かわわ

小市後家へ

夫小市儀、外国へ漂流致候處、年月の艱難を凌、志を不変、帰国の儀相願、蝦夷の地迄罷越候處、病死仕候に付、後家へ銀子拾枚被下置、并小市所持の品々、別紙を以相渡候間、是又後家へ可相渡候、右の段、戸田采女正殿御差図に付申渡候

小市所持の品

- 一 王面銀国王の印 壹 一 免利安 三足
- 一 毛織蒲団 壹 一 黒羅紗着物 壹
- 一 うら毛皮 壹 一 うらころめん 壹
- 一 萌黄羅紗着物 壹 一 黒羅紗胸着 壹
- 一 右同断
- 一 革沓 四足 一 紺羅紗股引 壹

包丁 吉本 一 させる 吉本  
 櫛 吉枚 一 こはぜ 吉つ  
 鍔大針 吉本 一 革袋（カウシ） 五つ  
 襟巻 式つ 一 花色羅紗合羽 吉  
 白布大風呂敷 吉 一 さじ 四本  
 鹿革着物 吉 一 いと 吉包

⑫上

手袋 二掛 一 布頭巾 吉  
 沓縫針 吉本 一 白布襦袢 吉  
 印判 吉 一 羅紗手袋 吉  
 ころも皮

毛織帯 吉筋 一 布単物 吉  
 風呂敷 三つ 一 白布股引 四足  
 嶋布袋 吉 一 嶋天鷲織股引 吉  
 銅小鉢 吉 一 飛色羅紗股引 吉  
 紺羅紗着物 吉 一 嶋布胸着 吉  
 嶋ひろうど股引 吉 一 させる筒 吉  
 黒羅紗胸着 吉 一 はり入 吉  
 白羅紗胸着 吉 一 銀錢 十六文  
 はさみ 吉丁 一 紋唐紙 十七枚  
 銅錢 大 四文 小 六文

×四拾九品

本国より持参の品

歩刺式両巻分 一 足袋 六足 一 柳ごり 吉  
 小ぜに 三拾式文 一 印籠 吉 一 風呂敷 二つ  
 四文銭 十六文 一 木綿才布 吉 一 錢才布 吉  
 わた入はんでん 吉 一 守袋 吉 一 帯 吉筋  
 右の通、小市後家へ被下置之

寛政十一乙未九月吉日 於東都写之

⑫下

江戸城吹上上覽場の見取図